



丹篠人 第 4 2 号
令和 3 年 5 月 2 7 日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第 1 4 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 措置を講じた部局

市民生活部 市民課、地域振興課、市民安全課、人権推進課、中央公民館、

2 監査の種別

定期監査（地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、並びに丹波篠山市監査基準第 4 条第 2 項による監査）

3 監査の期間

令和 2 年 9 月 1 日～令和 3 年 1 月 2 9 日

4 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	市民課
対象事項	マイナンバーカードの普及・啓発について
指摘等内容	<p>平成28年1月からマイナンバー制度が導入され、マイナンバーカードの交付が始まっている。令和2年3月からは、コンビニ交付サービスの開始や市の広報紙やホームページに掲載する等、登録の推進に取り組まれている。しかしながら、令和2年9月末時点のマイナンバーカードの申請件数は9,511人（住基人口比22.99%）で県下各市町の平均交付率の30.42%を下回っている。</p> <p>については、先進地の取組状況を参考にす等、更なる普及、啓発に取り組まれたい。</p>
改善措置通知日	令和3年5月27日 改善措置通知
改善措置内容	<p>マイナンバーカードの普及に向けた取組として令和2年3月からコンビニ交付を開始し、令和3年3月末までの1年間で845件（948部）の利用がありました。</p> <p>また、マイナンバーカードの申請や交付を行う会計年度任用職員を2名から4名に増員し、本庁窓口において専用タブレット端末を使用し、顔写真の撮影やオンライン申請などのサポートを行っています。</p> <p>さらに令和3年1月～3月に各支所へ出張し申請のサポートを行い、268人の申請を受けけるとともに、確定申告相談会場（市民センター）での申請のサポートにも取り組みました。市内事業所へ出張申請サポートも行う予定にしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い実施を見送りましたが、令和3年度は実施を予定しています。</p> <p>以上のような取組を行った結果、令和3年4月末の申請件数は16,836人（住基人口比40.70%）となっています。</p>
改善措置公表日	- 3 6 - 1

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	地域振興課（前、市民協働課）
対象事項	① 地域づくり交付金事業の公表について
指摘等内容	各まちづくり協議会における事業の公表については、事業完了年度から5年間とし、事業報告書等を市のホームページに掲載することになっているが、定期監査所管事項総括説明時点（R2.10.7）において平成22年度及び23年度の事業のみ公表されていた。 については、地域づくり交付金交付要綱第16条（公表）の規定に基づき、適正に処理されたい。
改善措置通知日	令和3年5月27日 改善措置通知
改善措置内容	平成23年度以降、事業報告の公表ができていない状況であったため、令和2年12月18日及び12月21日に地域づくり交付金説明会を実施し、事業報告書を市のホームページで公表することを改めて周知し、写真等の取扱いもあることから、令和2年度事業分から公表することとした。
改善措置公表日	令和3年6月1日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	地域振興課（前、市民協働課）
対象事項	② 地域づくり交付金の剰余金の繰越について
指摘等 内容	<p>地域づくり交付金交付要綱第13条（剰余金の繰越し）において、交付金の剰余金が生じたときは繰り越しすることができることされており又、実績報告書により繰越額及び剰余金の使途を明確にしなければならないと規定されている。</p> <p>しかしながら、この実績報告書内における繰越金の使途を記載する欄のみではなく、明確に剰余金の使途を把握する様式として、別途、繰越にかかる協議書等の提出を求めること。</p>
改善措置 通知日	令和3年5月27日 改善措置通知
改善措置 内容	<p>現状、繰越金が生じる場合は、実績報告書の中に繰越金の額と使途について明記することとしていましたが、余剰金の使途を明確にするため、繰越事業計画書を別途定め、令和2年度事業分から、繰越が生じる場合は、繰越事業計画書を提出を求めることとした。</p> <p>また、記入方法等については、令和2年12月18日及び12月21日に地域づくり交付金説明会を実施し、説明を行った。</p>
改善措置 公表日	令和3年6月1日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	市民安全課
対象事項	① 消防団員の確保について
指摘等内容	令和2年度の消防団員数は機能別消防団員を含めて1,203人であるが、市内で勤務をしている消防団員は824人(68.5%)で又、定数より50人少ない状況となっている。災害等において実際に活動できる消防団員及び機能別消防団員の確保について引き続き取り組まれない。
改善措置通知日	令和3年5月27日 改善措置通知
改善措置内容	消防団員の活動については地域との結びつきが強いため、消防団幹部を通じて各分団に対して呼びかけ、団員数の増加につながる活動を行ない団員の確保に努めます。また、昼間の火災に対する備えとして効果的である機能別消防団員については、現在の1分団当たりの定数7人以内を10人以内に改め機能別消防団員の増員に努めます。
改善措置公表日	令和3年6月1日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	市民安全課
対象事項	② 消防団員の準中型免許の取得促進について
指摘等内容	<p>現在、各消防団に配備されている消防車両は、全体で68台あり、車両の種別としてはタンク車（7.72～7.99 t）が8台、ポンプ車（3.41～4.36 t）が11台、小型ポンプ積載車（2.21～3.64 t）が49台となっている。</p> <p>道路交通法の改正により、平成29年3月以降に取得した普通免許では総重量3.5 t以上の車両は運転ができず、タンクやポンプを搭載した車両を運転するには、中型免許（総重量が11 t未満まで運転可）や準中型免許（総重量が7.5 t未満まで運転可）の取得が別途必要となる。</p> <p>このことから、免許の取得促進策として、免許取得費用の助成制度の創設等について検討されたい。</p>
改善措置通知日	令和 3 年 5 月 2 7 日 改善措置通知
改善措置内容	<p>道路交通法の改正により、平成29年3月以降に取得した普通免許では総重量3.5トン以上の車両は運転できないため、免許取得費用の助成制度の創設を予算措置等を含め検討します。</p> <p>また、小型ポンプ積載車については、令和3年度よりこれまで導入していた車両タイプの総重量変更により、3.5トン以上となることから導入車両の小型化を含め検討します。</p>
改善措置公表日	令和 - 3 年 6 月 - 1 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	市民安全課
対象事項	③ 安定ヨウ素剤の配布について
指摘等内容	<p>平成27年度から安定ヨウ素剤の事前配布を実施し、3歳未満では554人、3歳以上13歳未満では2,415人、13歳以上では11,178人の市民に配布し、市民全体では14,147人の方に配布されている。また、アンケート調査（平成28年度実施）の結果からも、受領された市民には一定の安心を提供できたとされている。</p> <p>しかし、課題としては、平成27年度から令和元年度の5年間ににおける財政負担として総額14,738,138円の一般財源が支出されており、今後も配布し続けると新たに負担が増えることになる。安定ヨウ素剤そのものは安価であるが、配布に必須とされる医師及び薬剤師の報償費の割合が大きいこと又、平成27年度配布の更新率が約8割、平成28年度配布の更新率が約4割に留まっていることから効率的な運用が求められるところである。</p> <p>平成30年3月の篠山市議会予算特別委員会において「安定ヨウ素剤配布事業について、事業開始3年の検証の結果、継続して事業を実施する。しかしながら、その効果及び今後の国の原子力対策の状況の変化を判断する必要があるとともに、3年後に市民等への公平な事業実施のあり方を検討すること。」と予算に対する附帯決議が出されている。</p> <p>これらのことから、原子力災害対策検討委員会等において、国や県の原子力対策の状況や近隣市町の状況を踏まえ、市民等への事前配布が公平な事業の実施であるか又、効率的な運用がされているか等、事業実施のあり方について検討すること。</p>
改善措置通知日	令和3年5月27日 改善措置通知
改善措置内容	<p>安定ヨウ素剤事前配布事業は、平成25年4月に兵庫県が発表した放射性物質の拡散予測で、福井県の原子力発電所で事故が発生した場合、丹波篠山市での甲状腺の被曝線量が基準を大きく上回る可能性が示されたことを受けて、丹波篠山市では原子力災害対策検討委員会を立ち上げ、種々の検討を重ねて検討委員会からの提言に基づき、市民の安全・安心を確保するため平成27年度より実施しています。</p> <p>国はエネルギー基本計画で、原子力発電所を「エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置づけ、原子力規制委員会の新規規制基準に適合した原子力発電所の再稼働を進めており、2030年時点の原発比率を20～22%と定めるなど将来に亘り稼働が計画されています。</p> <p>そうした状況で、近隣市で事前配布の取り組みを行っているところは無く、備蓄をしていた西脇市も現在は備蓄されていません。また、兵庫県は、兵庫県地域防災計画の中で「屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、県において安定ヨウ素剤の備蓄は行わない。」と明記しており、「災害発生時、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の配布及び服用の必要性があると判断した場合、県は、関係機関と連携し、円滑に配布及び服用できるよう努める。」とあります。しかし、屋内退避のみでは市民の安心や安全は担保できず、万が一のときに安定ヨウ素剤が迅速に配布されることは困難であると想定されます。</p> <p>そうした現状を踏まえて、2回目となる安定ヨウ素剤事前配布事業3年間の報告書を取りまとめ、令和2年10月に開催した丹波篠山市原子力災害対策検討委員会で検討いただいたところ、今後も事業を継続していく必要があるとの方針が示されています。これを受けて丹波篠山市では福井県内にある原子力発電所が再稼働していく中で今後も市民の安心を求める声に応えるため、この事業を継続する必要があると考えています。</p> <p>もしもの場合に適切なタイミングで服用ができるためにも、受領率や更新率を上げることが課題となっており、受領されていない方との公平性の解決のため、きめ細やかに事業の必要性を周知しながら、また、新型コロナウイルス感染症の感染予防にも配慮した受領の方法を検討して実施していきます。</p>
改善措置公表日	令和3年6月1日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	人権推進課
対象事項	市審議会等への女性の登用促進について
指摘等内容	<p>第2次篠山市男女共同参画プランにおいて、政策・方針決定の場への女性の参画を促進するため、市審議会等における女性委員の登用率を30%以上（平成33年度目標値）としているが、令和2年4月現在においては25.3%に留まっている。</p> <p>今後は、第3次の丹波篠山市男女共同参画プラン策定に向けて、委員の選出規定や選出方法の見直しを図る等、積極的な取り組みをされたい。</p>
改善措置通知日	令和3年5月27日 改善措置通知
改善措置内容	<p>登用率30%未満の審議会等の担当課に調査（別添調査票）を行い、登用率が伸び悩む課題を洗い出し、特に低い審議会等には直接聞き取りを行う。</p> <p>その中で、会長・副会長等や職指定だけの委員だけでなく、比較的女性構成員の多い団体等に委員選出を依頼するなどできないか、条例や要綱を改正できないかなど、女性委員登用にに向けた具体的方策を担当課とともに取り組む。</p>
改善措置公表日	令和3年6月1日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	中央公民館（前、地域コミュニティ課）
対象事項	施設使用料の見直しについて
指摘等内容	<p>社会教育施設の使用料については、平成11年度の合併以降改定がされていない状況にある。</p> <p>施設使用料の見直しに際しては、本年の決算審査においても同様に意見を提出しているが、各施設における原価計算と需要見通しを的確に行い、当該施設を「利用する市民」と「利用しない市民」双方が理解できる受益者負担割合となるよう、近隣市町の使用料も参考にした金額設定について検討されたい。</p> <p>また、令和3年度の公共施設等総合管理計画の見直しや新たな財政計画の策定と合わせ、市全体として施設使用料の見直しについて取り組まれない。</p>
改善措置通知日	令和3年5月27日 改善措置通知
改善措置内容	<p>中央公民館所管の社会教育施設のうち、四季の森生涯学習センターの使用料については、平成15年度に四季の森会館条例から現行の条例へ移行した際に改定をしています。</p> <p>使用料の見直しにあたっては、近隣市町の使用料設定や使用料見直し時の考え方について調査を行い、同様の目的で利用されることの多い丹波篠山市民センター等の使用料も考慮しながら進めていきます。</p> <p>見直しを行う場合は、施設の維持管理経費を根拠とする原価の算定方法、受益者と公費の負担比率、使用料減免対象の設定、市内・市外区分の取扱い、施設需要に沿った貸館区分、利用促進のための環境向上等、市の公共施設全般にわたり統一的な方針や対応が求められることから、市全体の取り組みとして協議していきたいと考えます。</p>
改善措置公表日	令和3年6月1日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。